

H26.12.17版

資料8

8. 中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

- ・資料について、平成26年度版に差し替えています。

平成26年度 中部地方整備局 コンプライアンス推進計画

平成26年3月26日
中部地方整備局

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月20日付けで設置した中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)と、推進本部の決定により設置した「中部地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、外部有識者で構成される「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る取組を継続して実施する。

(2) 各事務所(管理所)におけるコンプライアンス推進体制

各事務所(管理所)に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するための取組を継続して実施する。

(3) 適正業務管理官の設置

コンプライアンス推進体制の強化を図り、その取組をより充実し、実効性のあるものとするため、総務部内に設置されている適正業務指導官を廃止し、適正業務指導官の格上組織として、より広範な権限を持つ適正業務管理官を、中部地方整備局長の直属組織として設置する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

2. 職員のコンプライアンス意識の醸成

(1) 研修におけるコンプライアンスカリキュラムの実施

今年度中部地方整備局で実施する全ての計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを効果的に採り入れて実施する。

(2) 違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることになることを認識してもらうため、昨年度から実施しているコンプライアンス不祥事事例等を活用したグループ討議方式を、計画研修において効果的に活用する。

(3) 研修を受講する機会の少ない職員への対応

研修を受講する機会の少ない職員への対応のため、各事務所等に出向き実施する「コンプライアンス出前講習」を継続して実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

(4) eラーニングシステムの積極的な活用

職員が自席において必要な知識を習得できる「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」システムを、積極的に利用するよう職員に周知・徹底するとともに、その実施結果をコンプライアンス推進の取組に反映させるなど、eラーニングシステムの積極的な活用を図る。

(5) 外部講師による講習会等の実施

公正取引委員会等専門分野の外部講師により、本局幹部職員を含む講習会及び各県(ブロック)単位による講習会として開催する取組を継続して実施する。

(6) 職場におけるコンプライアンス意識の徹底

職員に求められる公務員倫理及び本局各部・各事務所の実態に即したより身近なコンプライアンスに関するテーマを題材として、本局各部・各事務所や各県(ブロック)単位で実施するコンプライアンスミーティング等の取組を継続して実施する。

(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンスに関する不祥事事例等の情報を適宜事務所等に提供するなど、コンプライアンス意識の高揚に向けた取組を継続して実施する。

(8) コンプライアンスインストラクターの積極的な活用

今年度実施する計画研修や出前講習での講義及び副所長会議等でのコンプライアンスに係る周知・説明などに、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する取組を継続して実施する。

3. 意識改革に向けた取組

(1) 事業者との応接方法の徹底等

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。なお、本取組に当たっては、適切なコミュニケーションを阻害することのないよう留意するものとする。

(2) 副所長室の相部屋化等

従前より実施してきた副所長室の相部屋化について、再発防止対策の趣旨を十分に留意し、今後もその取組を進める。なお、予算上等の制約から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

(3) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーション機会の増加を図る取組を継続して実施する。

また、今年度より設置する適正業務管理官とブロック単位による事務所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的で開催し、取組状況や取組に当たったの問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

4. 報告制度の周知・徹底

(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員への周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部報告窓口について、外部窓口設置の趣旨が生かされる様職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

5. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 入札契約手続きの見直し

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、不正が発生しにくい入札契約制度の試行を踏まえて、次の入札契約手続きの見直しを実施する。

①入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る取組

②予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組

③入札契約手続運営委員会等資料におけるマスキングに関しては、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底などを行った上で、真にマスキングが必要な案件にのみ実施することとする。

(2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会と、その情報を知る者の数を限定することにより、これらの情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法や管理責任者等について、平成25年度において改正した発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、機密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底を継続して実施する。

6. ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ(請負代金額の10%を15%に)対象を、談合の首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組については、継続して実施する。

7. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

再発防止対策の具体的措置状況等について、コンプライアンス推進本部会議により、コンプライアンス推進責任者からのモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る取組を継続して実施する。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施する。

8. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

9. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査を継続して実施する。